

緊急事態措置の延長に係る大規模施設等に対する協力金

1 対象施設及び支給対象

(1) 多数利用施設

種類	施設の例	支給対象
映画館等 商業施設 運動・遊技施設 遊興施設（飲食店除く） 博物館等 サービス業 運動施設（屋内施設）	映画館、プラネタリウム 等 大規模小売店等（生活必需品除く） スポーツクラブ、ゲームセンター 等 個室ビデオ店 等 博物館、美術館、動物園 等 生活必需品以外の店舗 体育館、ボウリング場 等	当該大規模施設 及び テナント事業・出店者

(2) イベント関連施設

種類	施設の例	支給対象
劇場等 集会・展示施設 ホテル・旅館 運動施設（屋外施設等） 遊技施設	劇場、観覧場 等 公会堂、貸会議室 等 ホテル、旅館の集会の用に供する部分 野球場、ゴルフ場 等 テーマパーク、遊園地 等	テナント事業者・出店者

2 協力金の概要

区分	大規模施設	テナント事業者・出店者
要請期間	令和3年4月25日（日）～5月31日（月）	
対象区域	県内全域	
要請内容	(1) 令和3年4月25日（日）～5月11日（火） ①大規模施設（1,000㎡超）：休業要請 ②イベント関連施設：無観客開催の要請 (2) 令和3年5月12日（水）～5月31日（月） ①大規模施設（1,000㎡超） 【土・日（6日間）】 休業要請（運動施設、博物館・美術館は時短要請のみ） 【平日（14日間）】 時短要請（営業時間19時まで）	
対象施設	上記の要請に応じた飲食店以外の1,000㎡超の施設（生活必需物資店除く）	上記の要請に応じた1,000㎡超の施設の一部を賃借することにより、当該施設に来場した一般消費者を対象に飲食業以外の事業を営む事業所等

区分	大規模施設	テナント事業者・出店者
支給金額	【休業分】 $\text{支給額/日} = A + B + C$ A：自己利用部分(*1)の休業面積 $(1,000 \text{ m}^2 \text{を} 1 \text{ 単位}) \times 20 \text{ 万円/日}$ B：テナント店舗及び特定百貨店店舗 等(*3)の数 $\times 2 \text{ 千円/日}$ C：特定百貨店店舗の数 $\times 2 \text{ 万円/日}$	【休業分】 $\text{支給額/日} = \text{休業面積}(100 \text{ m}^2 \text{を} 1 \text{ 単位}) \times 2 \text{ 万円/日}$
	【時短分】 $\text{国の基準に基づく協力金} (\text{上記に基づき算出した額に「本来の営業終了時間} - 20 \text{ 時/本来の営業時間}」を乗じた額) \text{を支給}$	

【注】

(*1) 「自己利用部分」

大規模施設運営事業者自らが一般消費者向け事業の用に直接供している部分（(*3)の「特定百貨店店舗」に係る部分を除く）

(*2) 「休業面積」

①大規模施設

要請に応じて休業又は時短営業を行っている部分の面積で、テナント事業者等、生活必需品の販売事業の区画面積を除く

・単位未満は切り捨てとし、 $1,000 \text{ m}^2$ 以下の場合は $1,000 \text{ m}^2$ とする

②テナント事業者、出店者

大規模施設内の事業者等の専用の店舗等に係る休業面積

・単位未満は切り捨てとし、 100 m^2 以下の場合は 100 m^2 とする

(*3) 「特定百貨店店舗」

百貨店等において当該店舗の売上が当該百貨店等に一旦、計上され、その後分配される場合で、百貨店等から一定の区画の分配を受け、当該店舗の運営者の名義で出店し、事業を営んでいる店舗